

支部運営細則

(総則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第26条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(支部の事業)

第2条 支部は、定款第3条に定める目的を達成するため、定款第4条に定める事業を自主的かつ積極的に行うものとする。

(支部の役員)

第3条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1～4名
- (3) 監事 2名

2 支部長は、その支部に所属する会員のうちから選任し、会長が委嘱する。前項に掲げる役員は、支部長が選定し、支部総会において承認する。

3 第1項に掲げる役員の任期及び解任については、定款第28条、第29条の規定を準用する。このとき、社員総会は支部総会と読み替えるものとする。

(役員の仕事)

第4条 支部長は支部を代表し支部の会務を総理する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときは支部長の職務を代行する。

3 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 支部の会計を監査すること。

(2) 公正な支部運営上必要があると認められるとき、支部総会の招集を請求し、又は招集すること。

(運営委員)

第5条 支部長は、支部の運営を協議するために運営委員を置くことができる。

2 運営委員は支部に所属する会員のうちから選任し、支部長がこれを委嘱する。

(支部の会議)

第6条 支部長は、年度当初に支部総会を開催するものとする。

2 支部長は、必要と認めるとき、臨時に支部総会を開催することができる。

3 支部長は、第4条に規定する支部役員による会議を定例的に開催するものとする。また、支部長が必要と認めるときこれを開催することができる。

4 支部長は、必要に応じて、第4条に規定する支部役員及び第5条に規定する運営委

員による会議を定例的又は臨時に開催することができる。

- 5 本学会の役員は、支部の会議に出席して意見を述べることができる。

(議決事項の報告)

第7条 支部の会議において決議した事項は、理事会に報告しなければならない。

(支部の事務処理)

第8条 支部長は、支部の出納事務を担当する者を推薦し、会計細則における出納責任者が支部の出納事務担当者として指名する。

- 2 支部の出納事務担当者は、支部長の指示に基づき、支部における金銭の出納、収納及び保管を行う。
- 3 支部の決算は毎事業年度末に学会へ報告しなければならない。

(雑則)

第9条 支部が対外的に発出する文書には、~~「文書番号」~~「宛先(職名、個人名など)」「発信日」「首題」「発信者名(原則として支部長名)」を必ず記述する。

第10条 この細則に定めのない事項については、各支部長の定めるところとする。

- 2 支部長は、支部の事業活動が創造的かつ積極的に実施されるよう、必要に応じて、会長に協力を要請することができる。

附則

この細則は、平成15年3月14日に新規制定したもので、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成18年8月28日理事会議決)

この変更細則(別表 関東支部追加)は、平成18年9月1日から施行する。

附則(平成24年8月28日理事会議決)

この細則は、平成24年8月28日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

この細則は平成28年8月22日に一部改訂したもので、その日から施行する。

附則(平成30年11月22日理事会議決)

この細則は、平成30年11月22日に一部改定したもので、同日から施行する。